



平成 29 年 3 月 14 日

各 位

会 社 名 スバル興業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 小林 憲 治
(コード：9632 東証第1部)
問 合 せ 先 代表取締役専務取締役
管 理 本 部 長 松 丸 光 成
(TEL. 03-3213-2861)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 4 月 27 日開催予定の第 103 回定時株主総会（以下、本総会といいます。）に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

(1) 単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更

本日別途開示「単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」のとおり、当社は本総会において、単元株式数の変更、株式併合に係る議案を付議する予定です。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社も、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 100 株に変更するため、単元株式数を 100 株に変更いたします。

また、株式併合による発行済株式数の減少を勘案し、株式併合割合に応じて発行可能株式総数を変更することにより、その適正化を図ります。本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 29 年 8 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって附則を削除するものといたします。

(2) 監査等委員会設置会社への移行に関する変更

本日別途開示「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、当社は、本総会において、取締役会における迅速かつ適正な意思決定および社外取締役による監督・監査機能の強化を図るとともに、経営の透明性・公正性の確保を目的として、監査等委員会設置会社へ移行議案を付議する予定です。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役会に関する規定の削除等、定款の一部変更を行います。

(3) より現状に即した記載にするため、目的事項（現行定款第2条）の一部を変更するものであります。

(4) その他上記各変更に伴う条数の変更等、所要の変更をあわせて行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は（別紙）のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成29年4月27日

定款変更の効力発生日 平成29年4月27日

（ただし、第6条および第8条の変更は平成29年8月1日（予定））

4. その他

本日、別途「単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」を開示しておりますので、併せてご覧ください。

(別 紙)

変更内容は次のとおりであります。

(下線__は変更部分を示す。)

(現 行 定 款)	(変 更 案)
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
[目的]	[目的]
第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。
(1) ~ (2) (条文省略)	(1) ~ (2) (現行どおり)
(3) 物品販売ならびに飲食店の経営	(3) 物品 <u>および酒類</u> の販売ならびに飲食店の経営
(4) ~ (27) (条文省略)	(4) ~ (27) (現行どおり)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
[機関]	[機関]
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
[発行可能株式総数]	[発行可能株式総数]
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000</u> 万株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>400</u> 万株とする。
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
[単元株式数]	[単元株式数]
第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
第9条~第12条 (条文省略)	第9条~第12条 (現行どおり)

(現 行 定 款)	(変 更 案)
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 15 条 (条文省略)</p> <p>[株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供]</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令</u>に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第 17 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p>[総会議事録]</p> <p>第 19 条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果その他<u>法務省令</u>に定める事項を記載し、または記録し、<u>議長および出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>[取締役の定員および選任]</p> <p>第 20 条 当社の取締役は <u>12 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>2</u> <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3</u> <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 15 条 (現行どおり)</p> <p>[株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供]</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法令</u>に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第 17 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p>[総会議事録]</p> <p>第 19 条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果その他<u>法令</u>に定める事項を記載し、または記録する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>[取締役の員数]</p> <p>第 20 条 当社の取締役は <u>18 名以内とする。</u></p> <p><u>2</u> <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は 4 名以内とし、その過半数は社外取締役とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

(現 行 定 款)	(変 更 案)
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>[取締役の任期]</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>[代表取締役、役付取締役および相談役]</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p style="text-align: center;">[取締役の選任]</p> <p>第 21 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>[取締役の任期]</p> <p>第 22 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>[代表取締役および役付取締役]</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p>

(現 行 定 款)	(変 更 案)
<p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p><u>3 取締役会は、その決議によって相談役を置くことができる。</u></p> <p>[取締役会の権限] 第23条 (条文省略) (新 設)</p> <p>[取締役会の招集権者および招集手続] 第24条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が招集し、取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>3 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の2日前までに発する。</u> ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>4 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</u></p>	<p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>[取締役会の権限] 第24条 (現行どおり)</p> <p><u>2 前項にかかわらず、当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に委任することができる。</u></p> <p>[取締役会の招集権者および招集手続] 第25条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が招集し、取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>が招集する。</p> <p><u>3 前2項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p><u>4 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の2日前までに発する。</u> ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>5 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</u></p>

(現 行 定 款)	(変 更 案)
<p>[取締役会の議長] 第 25 条 (条文省略) 2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が議長となり、取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p>	<p>[取締役会の議長] 第 26 条 (現行どおり) 2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が議長となり、取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) が議長となる。</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p>
<p>[取締役会の決議の省略] 第 27 条 取締役会の決議事項についての取締役の提案に対し、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>第 28 条 (条文省略)</p>	<p>[取締役会の決議の省略] 第 28 条 取締役会の決議事項についての取締役の提案に対し、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p>
<p>[取締役会議事録] 第 29 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果その他<u>法務省令</u>に定める事項を記載し、または記録し、出席した取締役および<u>監査役</u>がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p>	<p>[取締役会議事録] 第 30 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果その他<u>法令</u>に定める事項を記載し、または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p>
<p>[取締役の報酬等] 第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。)に関する事項は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 31 条 (条文省略)</p>	<p>[取締役の報酬等] 第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。)に関する事項は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p>

(現 行 定 款)	(変 更 案)
<p data-bbox="274 192 699 226">第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p data-bbox="186 288 525 322">[監査役の定員および選任]</p> <p data-bbox="186 338 788 421"><u>第 32 条 当社の監査役は 4 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p data-bbox="233 436 788 656">2 <u>当社は法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議によって補欠の監査役(以下「補欠監査役」という。)を選任することができる。</u></p> <p data-bbox="233 672 788 896">3 <u>監査役および補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="233 911 788 1135">4 <u>補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p data-bbox="186 1198 384 1232">[監査役の任期]</p> <p data-bbox="186 1247 788 1422"><u>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="233 1438 788 1612">2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="233 1628 788 1946">3 <u>前条第 2 項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</u></p>	<p data-bbox="951 192 1272 226">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p data-bbox="1046 288 1192 322">(削 除)</p> <p data-bbox="1046 1198 1192 1232">(削 除)</p>

(現 行 定 款)	(変 更 案)
<p>[<u>常勤監査役</u>]</p> <p>第 34 条 <u>監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p> <p>[<u>監査役会の招集手続</u>]</p> <p>第 35 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 2 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査役会を開催することができる。</u></p> <p>[<u>監査役会の決議方法</u>]</p> <p>第 36 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>[<u>監査役会規程</u>]</p> <p>第 37 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>[<u>監査役会議事録</u>]</p> <p>第 38 条 <u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果その他法務省令に定める事項を記載し、または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p>[<u>監査役の報酬等</u>]</p> <p>第 39 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>[<u>監査等委員会の招集手続</u>]</p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 2 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>[<u>監査等委員会の決議方法</u>]</p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>[<u>監査等委員会規程</u>]</p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>[<u>監査等委員会議事録</u>]</p> <p>第 36 条 <u>監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項を記載し、または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p>(削 除)</p>

(現 行 定 款)	(変 更 案)
<p>[<u>監査役の責任免除</u>]</p> <p>第 40 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p>
<p>第 41 条～第 42 条 (条文省略)</p>	<p>第 37 条～第 38 条 (現行どおり)</p>
<p>[<u>会計監査人の報酬等</u>]</p> <p>第 43 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p>	<p>[<u>会計監査人の報酬等</u>]</p> <p>第 39 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p>
<p>第 44 条～第 46 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第 40 条～第 42 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p>
	<p>[<u>監査役の責任免除等に関する経過措置</u>]</p> <p>第 1 条 <u>当社は、第 103 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であったものを含む。）の責任の免除および監査役と締結済みの責任限定契約については、当該変更前の当会社定款第 40 条の定めるところによる。</u></p>

(現 行 定 款)	(変 更 案)
(新 設)	<p data-bbox="815 197 1321 230">[单元株式数の変更等に関する経過措置]</p> <p data-bbox="815 241 1417 517"> <u>第2条 第103回定時株主総会において決議された定款一部変更のうち、第6条および第8条の変更は、平成29年8月1日をもってその効力を生じるものとする。なお、本条は、当該効力発生後、これを削除する。</u> </p>